

平塚市公金管理運用方針

第1 総則

1 本方針の目的

この方針は、会計管理者が管理する公金について、管理運用の原則及び方法を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な管理運用を行うことを目的とする。

2 公金の適用範囲

この方針において、公金の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 歳計現金
- (2) 歳入歳出外現金
- (3) 基金に属する現金及び有価証券
- (4) 一時借入金

3 公金管理運用の原則

公金の管理運用に当たっては、次に掲げる原則に基づき行うこととし、各原則の優先順位は、安全性、流動性、効率性の順とする。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれることがないように、安全な金融商品により管理運用を行う。

(2) 流動性の確保

支払い等に支障をきたさないように、資金の需給を把握しながら必要な資金を確保するとともに、想定外の資金の必要時にも対応できる流動性を確保する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を十分に確保した上で、運用収益が可能な限り最大となるように、効率的な資金の運用に努める。

4 公金管理運用体制

- (1) この方針の適用を受ける公金の管理運用の権限及び責任は、会計管理者が有する。
- (2) 公金の運用に当たり、重要な事項については、平塚市公金管理委員会（以下「委員会」という。）で協議して決定する。
- (3) 公金の管理運用に従事する者は、扱う資金が公の財産であることを踏まえ、公金を管理運用するに当たり、市民の利益を第一目的とし、社会経済や物価等の動向の適正な把握に努め、法令及びこの方針に定める諸要件を遵守しなければならない。

第2 公金管理運用の基本的事項

1 公金管理運用計画の策定

会計管理者は、毎年度、この方針に基づき、公金管理運用計画を策定する。

なお、策定に当たっては、委員会に諮り決定する。

2 公金管理運用実績の報告

会計管理者は、毎年度、前年度の公金管理運用実績を委員会に報告する。

3 公金管理運用の方法

(1) 歳計現金

歳計現金は支払準備金であり、原則として指定金融機関の決済用預金において管理する。

なお、運用可能資金が生じた場合には、別途定める金融商品により運用することができる。

(2) 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金の管理運用は、歳計現金の例による。

(3) 基金

基金に属する現金は、原則として決済用預金において管理する。また、基金の運用については、公金管理運用の原則に従い、基金設置の目的及び基金の収入支出計画に支障のない範囲で効率的な方法で行うこととし、原則として一括運用を行う。

なお、基金の運用により生じた収益は、各基金に按分することとし、基金ごとの収益の按分額は、別に定める方法により算定する。

(4) 一時借入金

一時借入金は、歳計現金として管理する。

なお、資金不足に備えて調達を実施する場合には、支出対応への準備も考慮の上、次の方法のうち最も有利な方法を用いるものとする。

ア 金融機関からの当座借越

イ 基金からの繰替運用

ウ 保有する債券を活用した調達方法（現先取引）

第3 金融商品の選択及び運用

1 預金

(1) 預金運用する金融商品

預金による資金運用を行う金融商品は、次のとおりとする。

ア 普通預金

イ 通知預金

ウ 定期預金

エ 譲渡性預金

(2) 預金の運用期間

預金の運用期間は、原則1年以内とする。

(3) 預金先金融機関の選択基準

資金等の預け入れを行う金融機関は、原則として、平塚市指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の中から利率の引き合い結果により選択することとし、引き合いの結果が同率の場合は、くじ引きにより預金先を決定する。

なお、引き合い先とする指定金融機関等の選定は、公金の収納状況や預金の状況等を総合的に勘案して、その都度決定する。また、指定金融機関等以外で、平塚市に対する債権との相殺が可能である金融機関において必要と認めるときは、預金先金融機関として選定できるものとする。

運用に当たっては、当該金融機関と預金債権及び借入金との相殺についての覚書を締結する。

(4) 預金先金融機関の経営状況の把握

預金先金融機関の経営状況については、決算書やディスクロージャー誌などを活用し、主に次の指標からその健全性や収益性を分析し経営状況の把握に努める。

- ア 自己資本比率
- イ 不良債権残高
- ウ 業務粗利益
- エ 実質業務純益・業務純益
- オ 総資金利ざや

なお、各種情報に著しい変化が生じた場合は、委員会を開催し、対応策の検討及び決定をする。

2 債券

(1) 債券運用する金融商品

債券による資金運用を行う金融商品は、次のとおりとする。ただし、オとカについては、金融庁に登録されているいずれかの信用格付業者の格付において、投資適格性又は債務履行の確実性の水準を満たしている場合に限る。

- ア 国債
- イ 地方債
- ウ 政府保証債
- エ 地方公共団体金融機構債
- オ 財投機関債
- カ 一般担保付社債

(2) 購入する債券の残存期間

購入する債券の残存期間は、原則として20年を超えない債券とする。ただし、信用リスク、金利変動リスク、流動性リスクを考慮した上で、委員会が特に認める場合にはこの限りではない。

なお、債券の購入に当たっては、金利変動の影響を緩和するため、定期的に一定額を購入するラダー型運用を基本とする。

(3) 債券の取得価格

債券の取得価格は、原則として額面価格又は額面価格未満とする。ただし、当該債券の償還期限の属する年度において、償還額及び受取利息の合計額が購入額を上回る場合には、額面価格超でも購入できるものとする。

(4) 債券購入先の選択基準

債券の購入先は、原則として証券会社とし、引き合い方式又は相対方式により最も有利な

商品を選択する。

なお、引き合い先又は相対先とする証券会社の選定は、債券購入時の条件や日頃の提案内容及び情報等のサービス等を総合的に勘案して、その都度決定する。

(5) 債券購入先の経営状況の把握

債券購入先の経営状況については、決算書やディスクロージャー誌などを活用して把握に努め、特に次の指標を確認する。

ア 自己資本規制比率

イ 分別管理

なお、各種情報に著しい変化が生じた場合は、委員会を開催し、対応策の検討及び決定をする。

3 金融商品の取扱原則

資金運用に当たっては、当該金融商品を満期又は償還期限まで保有することを原則とする。ただし、次の(1)から(3)までの場合に限り、運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができるものとする。

(1) 資金の安全性を確保するために必要な場合

(2) 資金の流動性を確保するために必要な場合

(3) 資金の安全性を確保しつつ、効率性を向上させることが見込まれる場合

なお、運用中の預金の解約又は債券の売却を行うときは、委員会に諮り事前に承認を得るものとする。

4 公金管理運用先に対する停止措置

公金の管理運用先において、贈賄、談合行為、業務中の業務関係者事故、契約違反、不誠実な行為、法令違反、代表役員等の起訴等が明らかになった場合の、公金管理運用に係る入札参加及び指名停止、新規取引停止等の措置については、「平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領」（平成17年10月1日制定）の例による。

第4 本方針の見直し

この方針は、必要に応じて適宜見直しを行うものとし、変更を行う必要が生じた場合は委員会に諮った上で変更するものとする。

附 則

1 この方針は、令和6年4月1日から施行する。

2 平塚市公金管理運用基準、基金及び歳計現金の運用方針等及び平塚市債券運用指針は、廃止する。

附 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。